



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1442	保安林予定森林	(森林整備課).....	1
1443	〃	( 〃 ).....	2
1444	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	2
1445	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	2
1446	〃	( 〃 ).....	3
1447	〃	( 〃 ).....	3
1448	〃	( 〃 ).....	3
1449	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	4
1450	土砂災害警戒区域の指定	( 〃 ).....	4
1451	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	5
1452	〃	( 〃 ).....	5
1453	〃	( 〃 ).....	7
1454	〃	( 〃 ).....	8
1455	土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	9
1456	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9

### ○ 教育委員会告示

8	平成30年度和歌山県立高等学校生徒募集定員	.....	10
---	-----------------------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1442号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村湯ノ又字古宮704の4、706の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1443号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡上富田町市ノ瀬字汗川2671の55（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1444号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1445号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1446号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1447号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1448号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1449号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	伊都郡	かつらぎ町	平	中垣内	301番	
2号	〃	〃	〃	上名	354番1	
3号	〃	〃	〃	〃	357番	
4号	〃	〃	〃	大峯	368番	
5号	〃	〃	東谷	西ノ岡	99番	
6号	〃	〃	平	前畑	58番1	
7号	〃	〃	〃	〃	52番2	
8号	〃	〃	〃	上名	337番	
9号	〃	〃	〃	中垣内	297番	

**和歌山県告示第1450号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
中越(375)、いなはら(391)、黒垣内(392)、滝の口(393)
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1451号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
東野(3)・東野(I-518)、西野(101)(I-90054)、永谷(101)(I-90055)、下佐々(107)(I-90056)、下佐々(108)(I-90057)、西野(205)(II-90229)、西野(206)(II-90230)、西野(207)(II-90231)、西野(208)(II-90232)、西野(209)(II-90233)、西野(210)(II-90234)、西野(211)(II-90235)、西野(212)(II-90236)、西野(213)(II-90237)、西野(214)(II-90238)、西野(215)(II-90239)、円明寺(204)(II-90240)、円明寺(205)(II-90241)、円明寺(206)(II-90242)、永谷(202)(II-90243)、永谷(203)(II-90244)、永谷(204)(II-90245)、永谷(205)(II-90246)、永谷(206)(II-90247)、永谷(207)(II-90248)、下佐々(218)(II-90249)、下佐々(219)(II-90250)、下佐々(220)(II-90251)、下佐々(221)(II-90252)、下佐々(222)(II-90253)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1452号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

北涌北谷(2-323-1-007)、不動寺谷(2-323-1-008)、釈迦東谷(2-323-1-010)、滝谷北川(2-323-2-006)、滝谷川(2-323-2-007)、柳谷川(2-323-1-004)、中家垣内北谷(2-323-1-005)、突出川(2-323-1-006)、恩地谷川(2-323-2-004)、常谷川(2-322-1-007)、猪の谷川(2-322-1-008)、小林谷川1(2-322-1-009)、西川原谷川(2-322-2-011)、小林谷川2(2-322-2-012)、弁天谷川(2-322-1-019)、薬師寺谷川(2-322-1-020)、杉原谷川(2-322-1-021)、梅尾谷川(2-325-1-003-1)、梅尾谷川(2-325-1-003-2)、藤十郎谷川(2-325-1-004)、石堂西川(2-325-3-003)、谷口谷川(2-321-2-022)、神通上一谷(2-321-3-008)、神通上二谷(2-321-3-009)、神通上三谷(2-321-3-010)、浦上北谷(2-321-3-011)、浦上下谷(2-321-3-012)、西脇東川(2-323-1-019)、松池谷川(2-323-1-020)、桂谷川(2-323-1-021)、桂谷西川(2-323-1-022)、西脇西谷(2-323-1-023)、五百谷北中谷(2-321-1-013)、犬の墓谷川(2-321-1-014)、最初ヶ峰東谷(2-321-2-012)、庄前谷(2-321-2-013)、五百谷北下谷(2-321-2-014)、五百谷北上谷(2-321-2-015)、五百谷奥川(2-321-2-016)、竹房南上谷(2-321-2-017)、竹房南下谷(2-321-2-018)、妙見谷(2-322-1-010)、堂山谷(2-322-1-011)、東出谷川(2-322-1-012)、荒見南谷(2-322-1-013)、新田谷川(2-322-1-014)、椿谷川(2-322-1-015)、とのだ谷川(2-322-1-016)、豊の谷川(2-322-1-017)、麻生津川(2-323-1-014-2)、赤沼田南川(2-323-1-015)、飯盛城北川(2-323-1-016)、春日西谷(2-321-2-002)、東川原谷(2-322-2-013)、風市谷(2-322-1-024)、吉岡谷川(2-322-1-025-2)、牛平川(2-323-1-018)、北涌(I-175)、溝浦・名手上(I-147)、前田(2)(I-149)、名手上(I-165)、徳明(1)(I-167)、名手上(2)(I-2128)、名手上(I-3322)、名手上(1)(I-3323)、名手上(2)(II-1609)、名手上(3)(II-1610)、名手上(4)(II-1611)、名手上(7)(II-1612)、名手上(6)(II-1613)、徳明(2)(II-1614)、名手上(5)(II-1615)、名手上(II-1616)、北川(1)(II-1617)、名手上(II-1618)、名手上(9)(II-1619)、垣内(101)(II-20156)、元(101)(II-20158)、元(102)(II-20159)、竹房(101)(II-20160)、竹房(102)(II-20161)、奥(I-187)、常谷(北)(I-188)、常谷(南)(I-189)、南出(I-190)、小松原・小松原(2)(I-192)、西川原(6)(I-3305)、西川原(4)(I-3306)、奥小松原(II-1512)、小松原(II-1514)、小松原(II-1515)、小松原(2)(II-1516)、西川原(7)(II-1517)、西川原(8)(II-1518)、西川原(105)(I-20040)、西川原(101)(II-20133)、西川原(102)(II-20134)、西川原(103)(II-20135)、西川原(104)(II-20136)、西川原(106)(II-20137)、西川原(107)(II-20138)、西杉原(I-204)、杉原(101)(II-20139)、杉原(102)(II-20140)、岸小野(101)(I-20041)、岸小野(102)(II-20141)、神通(3)(III-502)、神通(4)(III-503)、神通(5)(III-504)、神通(6)(III-505)、西脇(1)(I-155)、西脇(2)(I-181)、東出(III-546)、神通(101)(II-20200)、西脇(101)(II-20201)、西脇(102)(II-20202)、西脇(103)(II-20203)、西脇(104)(III-20013)、西脇(105)(II-20205)、中筋(II-1531)、赤沼田(I-2130)、赤沼田(1)(II-1632)、赤沼田(3)(II-1635)、飯盛山(1)(II-1636)、赤沼田(2)(II-1637)、飯盛山(2)(II-1638)、赤沼田(101)(II-20097)、赤沼田(102)(II-20098)、赤沼田(103)(II-20099)、赤沼田(104)(II-20100)、赤沼田(105)(II-20101)、赤沼田(106)(II-20102)、赤沼田(107)(II-20103)、赤沼田(108)(II-20104)、赤沼田(109)(II-20105)、赤沼田(110)(II-20106)、赤沼田(112)(II-20108)、芦上(1)(I-184)、芦上(2)(I-185)、東川原(I-186)、東川原(1)(I-3304)、東川原(2)(II-1513)、宮ノ原(2)(I-176)、畑ヶ田(I-183)、飯盛山(3)(I-3324)、東毛(II-1526)、勝神

(1) (Ⅱ-1532)、勝神(3) (Ⅱ-1539)、上勝神(1) (Ⅱ-1540)、上勝神(2) (Ⅱ-1541)、門井(1) (Ⅱ-1625)、麻生津中(3) (Ⅱ-1627)、宮ノ原(3) (Ⅱ-1628)、下丹生谷(Ⅲ-544)、下丹生谷(101) (Ⅰ-20042)、下丹生谷(102) (Ⅱ-20142)、下丹生谷(103) (Ⅱ-20143)、下丹生谷(104) (Ⅱ-20144)、下丹生谷(105) (Ⅱ-20145)、下丹生谷(106) (Ⅱ-20146)、下丹生谷(107) (Ⅱ-20147)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

狼谷川(2-323-1-009)、月露谷川(2-323-2-005)、宮の谷川(2-322-1-022)、西堂東川(2-325-3-002)、尾嶋谷川(2-322-1-018)、麻生津川(2-323-1-014-1)、吉岡谷川(2-322-1-025-1)、飯盛山北谷(2-323-1-017)、宮ノ谷(2-323-2-003)、森ノ原(2) (Ⅱ-1633)、宮ノ原(Ⅱ-1634)、赤沼田(111) (Ⅱ-20107)、勝神(2) (Ⅱ-1536)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 和歌山県告示第1453号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

方杭1(5-382-1-004)、方杭2(5-382-1-005)、方杭3(5-382-1-006-1)、方杭3(5-382-1-006-2)、大谷川(5-382-1-036)、大池谷(5-382-1-037)、寺谷(5-382-1-038)、志賀川左支溪(5-382-1-055)、小中川(5-382-1-056)、小中川(5-382-1-057-1)、小中川(5-382-1-057-2)、方杭4(5-382-2-003)、小池川右支溪(5-382-2-025)、片山(Ⅰ-944)、中出(Ⅰ-945)、宮ノ前1(Ⅰ-3930)、宮ノ前2(Ⅱ-4065)、小池(103) (Ⅱ-50292)、方杭(101) (Ⅱ-50293)、小池(104) (Ⅱ-50307)、小池(105) (Ⅱ-50308)、南谷(Ⅲ-2538)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

宮ノ前3(Ⅲ-2539)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

由良川右支溪(5-383-1-028)、由良川右支溪(5-383-1-029-1)、由良川右支溪(5-383-1-029-2)、由良川左支溪(5-383-1-041)、由良川左支溪(5-383-1-042)、由良川左支溪(5-383-1-043)、由良川左支溪(5-383-1-044-1)、由良川左支溪(5-383-1-044-2)、由良川左支溪(5-383-1-045)、由良川左支溪(5-383-1-046)、由良川左支溪(5-383-1-047)、由良川左支溪(5-383-1-048)、吉路1(I-913)、門前(I-914)、入路1・入路(I-915)、入路(I-916)、里・里(2)(I-917)、里(I-919)、里2(I-3961)、里3(I-3963)、里吉路(Ⅱ-4129)、里4(Ⅱ-4130)、里5(Ⅱ-4135)、里6(Ⅱ-4138)、里7(Ⅲ-2580)、里8(Ⅲ-2581)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

那端(349)、畑1(350)、畑2(351)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1455号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

入谷(7-407-1-020)、有田-001(7-407-1-022)、大山川小右支(7-407-1-026)、大山川小右支(7-407-1-027)、有田川小右支(7-407-2-035)、有田-002(7-407-1-031)、有田川左支溪(7-407-1-028)、貝岡川左支溪(7-407-1-029)、有田(2)・有田西地(I-1726)、和田地(I-2343)、大山口(I-2347)、大山口(I-4544)、大山口(I-4546)、有田(7)・有田貝岡東(I-4548)、大山口(II-7254)、有田(206)(II-7571)、有田(301)(III-4208)、有田(302)(III-4209)、有田(304)(III-4211)、有田(305)(III-4212)、有田(306)(III-4213)、有田(103)(II-70032)、有田(104)(II-70033)、有田(105)(II-70034)、有田西地・有田西地(1)(I-1725)、東地(I-1727)、有田東地・有田東地(3)(I-1728)、有田貝岡右(I-1729)、有田貝岡(I-1730)、有田西地(I-2338)、有田東地(4)(I-2339)、大山口(I-2341)、有田(3)(I-4528)、有田(8)(I-4597)、大山口(東)1(II-7255)、大山口(東)2(II-7302)、有田(207)(II-7315)、有田101(I-70030)、有田102(II-70031)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1456号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3414	海南市岡田字大手洗476番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	平成 29. 11. 16	6. 00	26. 51
------	-------------------	---	------------------	-------	--------

## 教育委員会告示

### 和歌山県教育委員会告示第8号

平成30年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成29年11月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

#### 1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

#### 2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

#### 3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成 30 年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第 1 (第 1 項関係)  
〔全日制の課程〕

学 校 名	学科名 (コース名等)	学級数	定員
橋 本	普通科	4	160
	※1 普通科 (県立中)	1	40
紀 北 工 業	機械科	2	80
	電気科	1	40
紀 北 農 芸	システム化学科	1	40
	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
笠 田	環境工学科	1	40
	普通科	3	120
	総合ビジネス科	1	40
粉 河	情報処理科	1	40
	普通科	5	200
那 賀	理数科	1	40
	普通科	7	280
貴 志 川	国際科	1	40
	普通科	4	160
和 歌 山 北	人間科学科	1	40
	普通科 (北校舎)	7	280
和 歌 山	普通科 (西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	2	80
向 陽	総合学科	4	160
桐 蔭	普通科	6	240
	※1 環境科学科	2	80
和 歌 山 東	普通科	3	120
	※1 普通科 (県立中)	2	80
星 林	数理科学科	2	80
	普通科	6	240
和 歌 山 工 業	国際交流科	1	40
	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
創造技術科	1	40	
和 歌 山 商 業	ビジネス創造科	7	280

別表第 2 (第 2 項関係)  
〔定時制の課程〕

学 校 名	学科名 (コース名等)	学級数	定員
海 南	普通科 (海南校舎)	4	160
	教養理学科	1	40
(美里分校)	普通科 (大成校舎)	2	80
	普通科	1	40
箕 島	普通科 (普通)	2	80
	普通科 (スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
有 田 中 央	機械科	1	40
	総合学科 (総合)	3	120
※2 総合学科 (福祉)			
(清水分校)	普通科	1	40
耐 久	普通科	5	200
日 高	普通科	5	200
	※1 総合科学科	1	40
(中津分校)	普通科	1	40
紀 央 館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南 部	普通科	3	120
	食と農園科	3	120
(龍神分校)	普通科	1	40
田 辺	普通科	6	240
	※1 自然科学科	2	80
田 辺 工 業	機械科	2	80
	電気電子科	1	40
神 島	情報システム科	1	40
	普通科	3	120
熊 野	経営科学科	3	120
	看護科	1	40
串 本 古 座	総合学科	4	160
	普通科	3	120
新 宮	普通科	5	200
新 翔	総合学科	4	160
合 計		173	6,920

学 校 名	学 科 名	学級数	定員		
伊 都 中 央	普通科	昼間	2	70	
		夜間	1	30	
粉 河	普通科	夜間	1	40	
きのくに青雲	普通科	昼間	2	70	
		夜間	1	30	
和 歌 山 工 業	普通科	情報会計科	夜間	1	30
		機械電気科	夜間	1	40
海 南	普通科	建築科	夜間	1	40
		普通科	夜間	1	40
耐 久	普通科	夜間	1	40	
日 高	普通科	夜間	1	40	
南 紀	普通科	昼間	1	35	
		夜間	1	30	
新 宮	普通科	夜間	1	40	
合 計		16	575		

※3 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は 40 人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制 35 人、夜間定時制 30 人とする。

別表第 3 (第 3 項関係)  
〔通信制の課程〕

学 校 名	学 科 名	定 員
伊 都 中 央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南 紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち 1 クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち 2 クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26 人以内とする。